

# 平和で静かな空を

## 第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

No. 14号

発行：19年10月1日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL:<http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>

政権交代で騒音解消か？



(9月)16日(水)第8回口頭弁論が開かれました。

第8回口頭弁論が、9月16日(水)13時30分から横浜地裁101号法廷で開かれました。75名の原告の方々が傍聴に参加されました。今回は、一般の方7名が傍聴に加わり「爆音訴訟」に対する関心の高さが伺えました。特に東京都品川区在住の高校生が報告集会で「このような住民運動があることは知っていたが、初めて傍聴して色々と勉強になった。これからも機会があればまた参加したい」と感想を述べました。このような若い方々も「米軍基地問題」に関心を持っているということは心強い限りです。

口頭弁論では、「爆音の音質と日常生活に及ぼす影響」「厚木基地における自衛隊の管理権」などについて、被告・国との主張に対して原告弁護団が反論しました。

また、「5月18日(月)の現地進行協議(検証)で、訓練飛行がピタリと止まった事象」を、原告団と大和市の騒音測定データを示して、「管制のやり方次第で、艦載機の飛行は止められる」ことを立証して、暗に国の主張を否定する陳述を展開しました。

また原告意見陳述では、藤沢市大庭在住の林田秀美さんが「基地から南に10kmも離れた地域に住んでいるのに、考えられないような強烈な爆音に悩まされ続けている」と被害の大きさを訴えました。

8月30日(日)に行われた総選挙は、自民党が歴史的な大敗を喫し、民主党・国民新党的3党による連立政党が成立しました。戦後60年一国民生活をないがしろにしてきた自民党政権は、国民党の制裁を加えました。鳩山新政権は、3党の政策合意の外交戦略の中でも①緊密で対等な日米同盟関係をつくる②日米地位協定の改定を提起する③米軍再編や在日米軍基地のあり方にと謳っています。しかし、現状を一步でも前進させると、自民党政権で私が見えて来たのではないであります。私たちのこれから活動の範囲を強いる運動を止め、基地周辺の環境をよく改善すると考えます。「平和で静かな空を取り戻す」ために闘っている私たちにとって、この「対米追従」の自民党政権でいつ見直しの方向で臨むべき必要があると考えます。

(1) まず1本目は「米軍機差止め」に関する「準備書面(7)」です。同書面では、まず、騒音の差し止めは人格権に基づく国民の権利であるとの確認をし、そのうえで、厚木基地の管理権は、安保条約6条や日米地位協定(2-4-(b))の規定、政府統一見解(昭和46年の中曾根防衛長官の答弁)からして、日本側にあることは明らかであることを主張しました。これまで国は、政府統一見解には触れず、むしろ管理権は米側にあるといった裁判所を混乱させるような主張を展開してきました。そのため、厚木第一次の最高裁は、基地の管理権に関し、正確な事実認定に基づく正しい判断ができなかったものと考えられ、この点も厳しく指摘しました。

(2) 続いて2本目は、航空機騒音の性質に関する「準備書面(8)」です。国は「航空機騒音の影響は短時間の後には消失し、生活上の平穀は直ちに回復する」と主張しています。しかし、航空機騒音は、その特殊性ゆえ被害が重大なのです。また、騒音が日常生活に及ぼす影響の程度は、その持続時間の長短だけで判断することはできません。また、国は、「W値75以上の騒音が1年中発生していることはあり得ない」とか、「諸条件を異なる地点の被害を同一視することは不適当」などとも主張していますが、これは国自らが設定した騒音センターの考え方と矛盾するものです。これらの点を緻密な実験データも踏まえて追及しました。

(3) 3本目は、W値に関し、2月の弁論で被告が展開した「施設方式は不適切だ」との主張がいかに不合理な暴論であるかを述べる「準備書面(9)」です。「環境方式」と「施設方式」の違い、「施設方式」により受容限度を判断することの妥当性、その他、W値に関する被告の主張の問題点につき、弁護団きっての理論派・福田弁護士が中心となって、緻密な議論が展開されました。

(4) 最後に4本目「準備書面(10)」では、5月18日に大和市内で行われた進行協議期日について、裁判官が現地に着くやいなや、直前まで頻繁に行われていた離発着がなくなった不自然な経緯にふれ、「被告国が意図的にそのような操作をしたか否かについて確証はないが」としつつも、裁判所に対し、検証は日程の確定後なるべく日を空けずに実施するよう求めました。

3、このように盛り沢山の弁論で、裁判もいよいよ佳境に差し掛かったといえそうです。



### 【9月16日弁論のご報告】

弁護士 城田 孝子

9月16日(水)午後1時30分より、第8回目の弁論期日が開かれました。

1、今回も熱気ある満席の法廷で、まずは、藤沢市在住の林田秀美さんにより意見陳述が行われました。林田さんの陳述は、ジョージワシントンの帰港による9月初めのすさまじい爆音を生きしく伝えるもので、あらためて、爆音被害が「今」の問題であることを、裁判官に感じてもらえたのではないかと思います。

2、その後は、今回原告側から提出した書面4本について、順次、担当弁護士より要点の説明が続きました。いずれも、裁判の中核にかかわる重要な書面です。



## 第8回口頭論述全文

陈述者 林田 秀美さん（藤沢市在住）

1、私は、藤沢市大庭に住む林田秀美と申します。

第四次厚木爆音訴訟の原告の一人として、意見を述べさせて頂きます。まず、月初めに米軍の原子力空母ジョージ・ワシントンが横須賀基地へ寄港したことに伴い、再び頻繁に、米軍の艦載機が飛行し始めましたことを申し上げます。

この数ヶ月、家の上空は、自衛隊のプロペラ機が飛び続けていましたが、9月2日、突然、すさまじい音量で、「キーン!!」という金属音が混じった、ものすごい轟音がとどろきました。「うわーうるさい！」と重い気持ちになりました。当日は、朝の8時過ぎころから、艦載機が連続して海の方から飛んできました。一機だけでなく連続で、さらに二機、三機が編隊で飛行てきて、その騒音はすさまじいものです。艦載機の爆音は、うるさい、というのを通り越して、精神的にも肉体的にも大変な負担を与えます。

私は、頭上を飛ぶ艦載機を見て、また空母が入港したのだ、と思いました。一度艦載機が飛び始めると、しばらくの間、頻繁に厚木基地を離着陸するので、また爆音に悩まされる日々が続くと思い、気が減入っておられます。うるさい日々が続くことは予測がつくのですが、いつ飛ぶか全く解らないので、日々漠然とした不安を抱くことになります。

2、また、空母がやってきて数日後、夕方から夜明にかけて、いつにも増して、大型のヘリコプターが何回も飛び回った日がありました。

輸送機のようなヘリコプターは、「バリバリバリ！」という腹に響く、重い音を出します。それが、長時間近くを飛ぶので、いつまでもうるさくて、大変いいらする気持ちになります。夕食時に重なったので、妻との会話も出来ず、テレビの音も聞こえなくなり、食事も中断して気持ちよく食べることが出来ませんでした。

今でも、空母が横須賀に寄港するたびに、艦載機などが昼夜の時間を考えず、異常な爆音をまき散らし、私たちの平和な市民生活を脅かしてきました。

どこまで私たち市民が耐えなければならないのか。一日も早く静かな空にして欲しいと思いを新たにしたところです。

3、私は、昭和37年から藤沢市役所で働き、現在は定年退職しています。昭和55年から今の住所に住んでいます。学校や公園が近くにあり、最高の環境と思って家を建てました。ところが、いざ住み始めてみると、頭上をジェット機が轟音をまき散らして次々と飛行ていき、昼間だけでなく、早朝・夜間にも飛ぶので、びっくりしました。調べてみると、私の家は、基地の滑走路の延長線上にあり、航空機の飛行コースの下にあることが分かりました。基地からの距離は約10キロもあるのに、艦載機の騒音の大きさは想像外でした。

艦載機は、海上から基地へ向かう場合は、スピードを落とすために、ブレーキをかけるような感じで、爆音が一段と激しくなります。反対に、基地を飛び立った艦載機は、一気にエンジンを全開にして、轟音とともに相模湾に向けて飛び去ります。

見ていると、二、三機が編隊を組んで爆音をとどろかせることも多く、編隊のときは、機体が触れあうように、ものすごく近くに飛んでいるので、空中で接触事故を起こしたらと思うと、ぞっとなります。どのような飛び方をする必要があるのかと、いつも強く疑問に思います。

4、私は、庭いじりが好きで、庭にはいろいろな草木が植えてあります。ラジオを聞きながら一人で草木の世話をしていると幸せな気持ちになります。そのような時に、艦載機が飛んでくると、爆音により一瞬にして幸せな気持ちが吹っ飛んでしまいます。

また、艦載機は、お昼時に飛ぶときが多いのですが、お昼くらい休めばいいのにと、うんざりします。

夏場の今は、窓を開けて網戸にして自然の風で過ごしています。防音工事はしていますが、艦載機はいつ飛んでくるか分からぬし、部屋を閉めきることはできないので、騒音を防ぐことなど全く出来ません。

5、私は妻と二人暮らしですが、夫婦が共に疲れを取り、くつろげる時間が夕食時です。テレビを見ながら二人で他愛もない話をするのが一番心の落ち着く時間です。ところが、そういう時間帯に飛ばれると、騒音でテレビも聞こえず、会話も出来ません。イライラするばかりで疲れを癒すどころではなく、よけい疲れがひどくなるような気さえします。夫婦の間も気まずくなります。

6、昨日、厚木基地の艦載機が今月24日からNLPを行う、と通告があったそうです。

夜間の騒音がまた一段と酷くなると思います。艦載機は、NLPのために昼夜を問わず訓練をします。

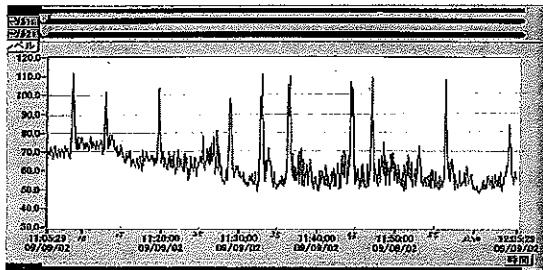
訓練が始まると、艦載機が基地の回りを旋回することが増えるので、騒音がさらに激しくなります。また、NLPの通告があると、艦載機は、土日の休みも関係なく訓練をします。硫黄島でNLPを行うといつても、厚木基地で訓練をすることは変わりがないのです。私たちの生活は、空母や厚木基地を出入りする艦載機の存在に、いつも振り回されているのです。

7、私は、国がこの裁判で、「騒音の被害は飛行場周辺からの転居によって避けることの出来る性質の被害である」と言っていることを聞き、驚きました。国は、国の防衛権を優先し、市民の生活権を奪い、犠牲にしています。

艦載機の爆音の被害を受けている市民は、騒音の解消と、事故の不安の解消を求めています。このような被害が一日も早く無くなるような判決をして頂くようお願い致します。

### 9月2日飛行記録と騒音データ

～10時までに30機			
10時～11時	20機	13時～14時	3機
11時～12時	19機	14時～15時	1機
12時～13時	5機		



測定記録データ11時～12時の1時間の波形をPCで解析、表にしたもの。90デシベル以上が2回、100デシベル以上が12回記録、表は1時間単位ですので波形が重なっているところもあります。またNLPが9月24日～10月2日まで硫黄島で行われました。



にか9月2日(水)原子力空母「ジョージ・ワシントン」は、9月3日(木)横須賀にて再入港しました。艦載機はイベントに展示する数機を残し、厚木基地に飛来しました。翌明けの9月5日(月)行動を開始されてしましました。原告団では9月2日、「引地川公園ゆとりの森」で、監視活動を開始されました。

9月2日(水)艦載機、厚木に飛来、訓練が始まる、  
「爆音測定、飛行記録、写真・ビデオ撮影」を行なわれました。